

## 第 874 回審査会合（7 項目・66 条）指摘事項

## 【社長 7 項目】

- ① 「原子力事業者としての基本姿勢」について、社長回答文書と当日の意見交換における議論を守るということを明文化すること。
- ② 「原子力事業者としての基本姿勢」では社長回答文書を要約したものとなっており、原子力規制委員会からの質問の趣旨が読み取れないものになっている。質問と回答文書をセットに保安規定に記載できないか。また規制委員会からの質問についても「原子力事業者としての基本姿勢」に必要なエッセンスが入っているか資料として整理すること。
- ③ 第 2 条の「当発電所にかかわるものに限る」という記載について、7 つの約束の一つのポイントは KK を運転するにあたっては 1F 対応を確実に行うということであり、この記載では 1F は関係ないとの誤解を招くのではないか。記載の修正を検討すること。
- ④ 別添 2 のフローについて、③、④で「原子力安全への影響を踏まえ」とあるが、「安全性を最優先に判断する」という趣旨を明確化すること。
- ⑤ リスク管理としてどういった取り組みをしているのか（原子力リスク管理マニュアルの具体的な内容、社長に報告するリスク情報の対象、スクリーニング判断、報告後の取り組み等）具体例を用いつつ、資料にて示すこと。
- ⑥ 120 条の記録について、保存期間 5 年としているが、原子炉にリスクがあるうちは保存すべきであり短すぎるのではないか。再検討すること。
- ⑦ 基本姿勢を品質保証の中で履行することを条文中に明文化すること。
- ⑧ 7 項目に係る検討について、②の指摘を踏まえて、言葉の取捨選択など含めて、これまでの検討が分かるようにリストや表などによって整理すること。
- ⑨ 法律の専門家と、万が一の原子力事故が発生した場合に、社長に過失責任が問うために必要十分な業務フローになっているか、具体的に議論し、その内容を説明すること。専門家の見解（トレーサビリティが追えるように）を資料として整理すること。
- ⑩ 規制委員会での指摘に対する回答については 1 問 1 答で整理すること。

## 【66条】

- ① 基本方針から LCO 適用期間を変更するものについては基本方針影響の観点から以下を説明すること。
  - ・「4.3 添付-6 a.(機能を代替する DBA 設備がある場合)」を適用するのであればそれに対する考え方。
  - ・保全作業や要求される措置の観点からの比較
  - ・PWR と LCO 適用期間に相違が出るのであればその妥当性。
- ② 66-12-1(常設代替交流電源設備)の要求される措置に、号炉間電力融通ケーブルを C 設備として AOT を 30 日としているが、6 号機側の DG 等が自主対策設備扱いであれば、AOT は 10 日になるのではないか。変更要否を検討すること。また他にも号炉間融通ケーブルと同じような扱いのものがないか確認すること。
- ③ 66-8-1 で PAR の所要数を 54 台としているが、設置許可では余裕を見込んで 56 台設置するとしており予備とは明確に位置付けられていない。所要数を 54 台とするのであれば、54 台で必要な水素除去性能を有していることを設置許可での整理を踏まえて説明すること。
- ④ 66-8-2 の原子炉建屋水素濃度について、設置場所により感知性能に差があるのであれば、要求される措置の中で差異を分けることを検討すること。
- ⑤ RCIC の実条件性能確認について、CSP からのラインを SA 時に使用するのであれば、その確認が必要ではないか。また CSP からの確認をするのであれば HPAC と同様に保安規定 46 条 (S/P 水位) 等への考慮も必要ではないか。
- ⑥ 66-5-2 耐圧強化ベント系について、フィルターベント系と共用する弁等が多く、LCO 判断が複雑になることが予想されることから、運用面で故障時に LCO 逸脱の判断が速やかにできるように考慮すること。
- ⑦ 66-9-1 常設スプレイヘッドについても SA 設備であることから、LCO を設定した上で要求される措置の中で差異を設けることもできるのでないか。
- ⑧ 2N 設備が故障した場合、要求される措置において 1N 未満か 2N 未満かどの条件に該当するか考え方を整理し示すこと。例えば、66-12-2 可搬型代替交流電源設備においてどのような場合に条件 A なのか、条件 B なのかが明確でない。